

## 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例施行規則の一部を改正する規則の概要

### 1 改正の趣旨

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 52 号。以下「改正法」という。）が成立し、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の一部が改正され、事業譲渡による営業者の地位の承継に係る規定が新設された。

食品衛生法の一部改正に準じて、神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和 34 年条例第 26 号）を改正することに伴い、関連規定を整備する。

### 2 改正の内容

現行の規則で定める地位承継の届出手続きに関して、営業又は業の譲渡による場合を追加する。（第 22 条の 2、第 20 号様式の 2 関係）

### 3 施行期日

令和 5 年 12 月 13 日